一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県東白川郡矢祭町大字中石井字柵六の一、一二〇の三、一五二、一五三、字横沢二、七の一、九〇の一、字高室三一三、三一五、三一七、三五四、三五七から三五九まで、三六一、大字内川字谷地下一六五、字正部一の一、二、大字大坪字町一の一、八八の二、八八の三、八八の五から八八の七まで、八八の九、八八の一〇、八八の一二、字児墓二九の一、三二から三四まで、三五の一から三五の三まで、三五の七、字道清八八の二、八八の四、九二の一、九三、字西山一の五、一の四六から一の五〇まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県尾花沢市・村山市・東根市（以上三市国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
尾花沢市・東根市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
尾花沢市・東根市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県東根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
東根市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県長井市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
長井市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
長井市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県長井市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備